

入居住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、江東区が官公署から情報を求めることを同意します。

江東区長 殿

年 月 日

不動産媒介業者等
 (商号又は名称) _____
 (代表者名) _____ 印
 (所在地) 〒 _____
 (担当者等) 氏名 _____ 所属 _____
 電話番号 _____

※ 貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

第17条第1項に規定する暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等でないこと

(参考)江東区生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱(抄)

第17条 区長は、不動産媒介業者等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有することを確認した場合は、当該不動産媒介業者等に、入居予定住宅に関する状況通知書及び入居住宅に関する状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後受理しないものとする。この場合において、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当するものいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当するものいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用し、又は使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等している不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用する等している不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

入居者	
氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

- ※1 生活困窮者住居確保給付金の支給額は、江東区が定める生活困窮者住居確保給付金基準額(限度額：円)を上限とし、収入に応じた額となります。
- ※2 生活困窮者住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。
- ※3 共益費及び管理費は生活困窮者住居確保給付金の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること。
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
 なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。
 - 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。
 - 口座振込又はクレジットカード払いとすることができ、途中変更ができない。
 - 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(月から変更可能)

振込口座

生活困窮者住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(生活困窮者住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、生活困窮者住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、江東区、江東区福祉事務所、木場公共職業安定所、江東区社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

生活困窮者住居確保給付金の支給は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【2ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、速やかに本様式の再提出及び生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書(別記第11号様式)の提出により、支給変更申請を行うことに同意します。
- 江東区の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

年 月 日

氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号 _____

(注意事項)

生活困窮者住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を江東区福祉事務所に提出してください。